

浮島 1 期埋立地暫定土地利用事業者（第 12 次）募集要領

川崎市（以下「本市」という。）では、川崎市川崎区浮島町 5 0 6 番 1 の内ほか、浮島 1 期埋立地（市有地）の一部について、次のとおり暫定的な土地の有償貸付けを行います。

今回の募集は、浮島 1 期埋立地の一部について、都市計画事業又は市の事業に支障のない範囲で、暫定的に土地の有効利用を図るものです。

なお、利用者の選定につきましては、土地の暫定利用を希望される事業者を公募し、企画提案方式により選定いたしますので、本要領を熟読の上、土地の暫定利用について事業計画及び賃貸料等を御提案ください。

募集要領配布期間	平成 3 1 年 1 月 2 8 日（月）～ 平成 3 1 年 2 月 1 4 日（木） 午前 8 時 3 0 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで （土・日曜日・休日を除きます。）
募集要領の内容に関する問い合わせ先	川崎市川崎区宮本町 1 番地 市役所第 3 庁舎 1 0 階 川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 池田 電話：0 4 4 - 2 0 0 - 0 5 2 6
申込書類提出先	川崎市川崎区駅前本町 1 2 - 1 川崎駅前タワー・リパーク 2 0 階 川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 高林・米倉 電話：0 4 4 - 2 0 0 - 3 0 7 3

【募集スケジュール】

	1/28 (月)	2/4 (月)	2/8 (金)	2/12 (火)	2/14 (木)	2/22(予定) (金)	3/8 (金)	4/1 (月)
募集要領配布期間	→							
募集要領に関する質問受付	→							
募集要領に関する質問への回答	→							
申込受付期間		→						
審査・選定					↔			
契約書提出期限						→		
手続期間							→	
土地利用開始								→

1 公募の概要

(1)募集受付等

ア 募集要領配布

- ・平成31年1月28日（月）から平成31年2月14日（木）まで（土・日曜日・休日を除きます。）
- ・午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで
- ・配布場所：臨海部国際戦略本部拠点整備推進部（市役所第3庁舎10階）
港湾局港湾経営部経営企画課（川崎駅前タワー・リパーク20階）

*募集要領は、本市のホームページにも掲載いたします。

■臨海部国際戦略本部ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

■港湾局ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-6-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

イ 受付期間

- ・平成31年2月4日（月）から平成31年2月14日（木）まで（土・日曜日・休日を除きます。）
- ・午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

(2)申込書類

㊦市有地暫定貸付申込書、㊧事業計画書及び図面、㊨事業者に関する資料、㊩連帯保証人に関する書類（「6 申込手続等 (3)申込手続 ウ 申込提出書類」参照）

(3)申込書類提出先

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 / 電話：044-200-3073

(4)審査・選定

平成31年2月15日（金）以降で本市の指定する日（平成31年2月22日（金）を予定）

*本市が設置する「浮島1期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会」で選考します。

(5)選定結果

上記選定委員会開催後、各申込者に対し、速やかに通知します。

(6)契約者の公表

契約後、区画ごとに契約者名を公表します。

(7)契約締結

契約書の提出期限は平成31年3月8日（金）とし、契約の締結は平成31年3月29日（金）までに行います。各手続き等が早期に完了すれば契約開始日を早めることは可能です。

なお、契約締結日以降利用開始前までに契約保証金（月額賃貸料の4か月分相当額）を納付していただきます。

(8)貸付の種類

民法第601条以下に定める賃貸借

(9)暫定土地利用開始

平成31年4月1日（月）（予定）から

*契約保証金の納付を確認してからの引渡しとなります。

2 貸付地の所在及び賃貸料

所在（地番）	川崎市川崎区浮島町506番1の内ほか		
申込区画	A地区区画2	B地区区画1	B地区区画2
面積	9,812.74 m ²	7,911.02 m ²	11,727.94 m ² （※1）
基準賃貸料 （月額）	3,533,000 円以上	3,418,000 円以上	4,229,000 円以上
申込留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 区画ごとの申込みとなります。 複数区画の申込みも可能です。この場合、区画ごとに申込書類を提出してください。なお、利用者選定にあたり複数の申込みが優位になることはありません。 		
主な法規制	都市計画法における建築制限、航空法による高さ制限、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する厚生労働大臣が指定した区域		
契約保証金	月額賃貸料の4か月分		

*面積については、実測地積です。

（※1）B地区区画2は、周縁部に法面が存在しています。別紙図面及び現地をよく確認のうえ、申込んでください。

3 貸付対象（利用目的）

貸付対象（利用目的）は、建築物の建築を土地利用の主目的としない駐車場や資材置場等とし、市の認める土地利用とします。ただし、B地区区画1及びB地区区画2は、1平方メートル当たりの積載荷重を4t以内とします。

なお、他の貸付区画及び周辺への影響等を考慮し、不特定多数の人の出入りが想定される場合や、土砂及び産業廃棄物等の置場については、貸付対象としません。

4 応募資格

応募資格は次の要件を満たしている者としてします。

なお、申込書類等の事項に虚偽の記載があると認められた場合は失格とします。

- (1)個人又は法人であり、本市所定の賃貸借契約を遵守する意思と能力を有すると見込まれる者であること。
- (2)必要な資力を有し、賃貸料及び保証金の支払いが確実と見込まれる者。
- (3)次のいずれにも該当せず、賃借人として本市が不適切と認める者でないこと。
 - ㊶個人又は法人及びその役員若しくは主たる使用人又はその事業活動を支配する者（以下「役員等」という。）が不当な行為を行い、又は行う恐れのある者。
 - ㊷個人又は法人及びその役員等が不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体の構成員である者。
 - ㊸個人又は法人及びその役員等が川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定されるもの（暴力団員等）である者。
 - ㊹その他不法な行為を行い、又は行う恐れのある者。
- (4)その他暫定利用に際し、必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しない等、不適切と認められる事由がないこと。
- (5)複数者の連名によって応募する場合には、連名するもの全てが(1)から(4)までの要件を全て満たすこと。

5 主な賃貸条件

(1) 貸付期間

平成31年4月1日（予定）から平成32年3月31日（予定）までの期間（浮島1期

埋立地暫定土地利用事務取扱要綱第5条第4項において、貸付期限は平成32年3月31日までと定めていますが、市が延期を決定した場合は、貸付期間満了日の100日前までに必要書類を添えて申請し市の承認を受ければ、延期後の期日を限度として、1年ごとに契約の更新が可能です。延期の有無については、平成31年11月末までにお知らせする予定です。）

(2) 賃貸料等

ア 賃貸料

申込書で提案いただいた月額賃貸料とします（基準賃貸料以上の賃貸料の提案をしてください）。なお、提案いただく賃貸料は、事業計画等とともに利用者選定のための審査対象となります。また、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、本市が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があると認めるときは、本市から賃貸料の増額を請求することができることとします。

契約開始日が早まった場合など貸付期間に1か月未満の端数があるときは、貸付料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）に基づき計算します。

また、契約の更新を行うにあたり、不動産鑑定評価額や近傍基準地の標準価格の上昇率等に基づき、本市から賃貸料の増額を請求することができることとします。

イ 契約保証金

上記月額賃貸料の4か月分とし、契約締結日以降利用開始前までに納付していただきます。（川崎市契約規則第32条）

なお、契約保証金は、賃貸借契約期間満了後、債権債務相殺の上返還します。ただし、利子は付しません。（地方自治法第235条の4第3項）

ウ 支払方法

賃貸料は3か月分ごとに、本市が発行する納入通知書により支払っていただくことを原則とします。

なお、賃貸料の支払いが遅延した場合には、本市は契約を解除することができることとし、延滞料を徴収いたします。

エ 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

- ・市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。
- ・提案月額賃貸料の3か月以上の年額所得又は固定資産を有すること。
- ・国税又は川崎市税の未納がないこと。
- ・連帯保証人に関する書類（「6 申込手続等 (3) 申込手続 ウ 申込提出書類」参照）を提出すること。

(3) 申込留意事項

申込みは、各々の区画での申込みとなります。複数の区画を申し込む場合は、区画ごとに申込書類を提出してください。なお、利用者選定にあたり複数の申込みが優位になることはありません。

(4) 禁止事項

次の㉗～㉙に掲げる行為は、禁止します。

ただし、㉘のうちフェンスの設置等、㉙のうち不陸整正等については、予め事業計画書に具体的に記載があり、事業計画必要で、本市が認めたものに限り承認することとします。

なお、違反した場合には、本市は契約を解除することがあります。

㉗本件土地並びにそれに定着するフェンス及び門扉（以下「本件土地等」とする。）の賃借権を第三者に譲渡し、又は本件土地等を第三者に転貸すること。

㉙本件土地等の賃借権に担保権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利を

設定すること。

- ㉗本市に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- ㉘本件土地等に建築物又は工作物を設置すること。
- ㉙本件土地等の原状を変更すること。
- ㉚本件土地等を指定用途以外の用途に供すること。
- ㉛本市の承認を得ずに事業計画を変更すること。

* 土地の利用及び原状回復義務

貸付地の利用にあたっては、現行関係諸法令等の規定に適合した適正な土地利用を行うとともに、防犯・防災面に支障のない管理運営を行ってください。(別紙「都市計画関係図」参照)

ア 不陸整正等について

利用区画は現状のまま貸し付けますので、必要に応じ、現状地盤高と計画地盤高を比較した図面を付し本市の承認を得て、利用者が整備を行ってください。また、整備の内容(例：50cm以上の切土)により、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要となる場合があります。

イ 通路等について(別紙「案内図」参照)

㉜市道浮島2号線からの進入路(隣接地を含む。)については、本市(港湾局)が行う次の㉝の事項を除き、浮島1期埋立地暫定利用用地内の土地利用事業者全体で共同して適正な維持管理(門扉の施錠管理、ゴミ等の清掃、処理、不法投棄防止対策を含む。)を行っていただきます。その費用についても同じく、土地利用事業者全体で共同して負担していただきます。

㉝本市(港湾局)は、市道浮島2号線からの進入路(隣接地を含む。)について、進入路の路面補修及び隣接地(進入路の両側50cm程度、貸付地を除く。)の枯草除草を行います。ただし、原因者の明らかな場合の路面補修については原因者の負担で行っていただきます。

ウ 電気、水道等について(別紙「都市計画関係図及び給水管敷設図」参照)

電気、水道等の引込み等については、当該事業者と協議の上、利用者の負担で行ってください。なお、配電管、給水管等の敷設には、当市港湾局に対して、別途「ふ頭用地使用・工事許可」の申請手続が必要となります。

また、公共下水道処理区域外のため、トイレの設置については移動式の物のみ可とします。ただし、次項により関係部局において、許可又は承認を得ることができた場合はこの限りではありません。

エ 原状回復義務について

賃貸借契約が終了するまでに、貸付地に存する工作物等を撤去し、貸付地を土地利用開始時の状態に復して返還しなければなりません。ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。

6 申込手続等

(1)募集要領に関する質問

この募集要領の内容や解釈に関して質問がある場合は、次に従い書面又はEメール(様式自由、区画名、質問者の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを明記し、質問内容を簡潔に記入)により質問書を提出してください。

なお、個別の計画に関する質問については、「10 担当課一覧」記載の関係課へ直接お問い合わせください。

ア 質問書の提出期間

平成31年1月28日(月)から平成31年2月8日(金)まで

質問書を持参される場合は、この期間内の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで受け付けます（土・日曜日・休日を除きます）。郵送の場合は、この期間の最終日までには到着するように送付してください。

なお、口頭、電話、FAX等によるものは受け付けません。

イ 質問書の提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 市役所第3庁舎10階
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部
Eメールアドレス：59kyoten@city.kawasaki.jp

(2)募集要領に関する質問に対する回答

募集要領に関する質問に対する回答は、適宜川崎市ホームページに掲載するとともに、次の場所において閲覧に供します。

ア 市からの回答期限

平成31年1月28日（月）から平成31年2月12日（火）まで（土・日曜日・休日を除きます。）

この期間内の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

イ 川崎市ホームページ掲載アドレス

臨海部国際戦略本部ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 閲覧場所

6 申込手続等(1)イに同じ。

(3)申込手続

応募希望者は次の受付窓口に事前に電話連絡の上、申込提出書類を直接持参してお申込みください。提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

ア 申込受付期間

平成31年2月4日（月）から平成31年2月14日（木）まで（土・日曜日・休日を除きます。）午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

イ 受付窓口

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク20階

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 電話：044-200-3073

ウ 申込提出書類

暫定土地利用を希望する事業者は、次の書類を提出してください。なお、審査の過程において、本市が必要と認めた場合には、提出期限後においてもその他の書類提出を求めることがあります。また、提出していただいた書類等の確認のため、本市より連絡させていただく場合があります。

㊦市有地暫定貸付申込書（様式1）

㊧次の事項について説明する事業計画書（様式任意：A4用紙2枚以内）及び図面（様式任意：A3用紙1枚）

- 1 土地利用計画（B地区区画1及びB地区区画2については、車輛又は資材等を留置する場合、積載荷重1平方メートル当たり4t以内であることがわかるように記載すること。）
- 2 事業スケジュール
- 3 利用地及び進入路等に対する防犯、安全対策など管理面の配慮計画（フェンスの設置計画、進入路等の管理形態、管理体制など）

㊨事業者に関する資料（企業概要については、様式任意）

- 1 企業概要（会社名、住所、事業内容、資本金、従業員数等）を示すもの（企

- 業パンフレット可) ※会社法人でないものについては、それに代わるもの
- 2 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
 - 3 代表者の印鑑証明書
 - 4 国税の納税証明書
 - その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」（未納税額のない証明用）
 - 5 川崎市税の納税証明書（市内に本社又は事業所がある法人）
 - ア 川崎市法人市民税
 - 申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部（未納がないこと。）
 - イ 固定資産税（償却期間を含む。）
 - 平成28年度、平成29年度の納税証明書を各1部（未納がないこと。）
 - *市内に本社又は事業所がない法人については、それに代わるもの
 - 6 財務諸表（写し・直前決算2年間分）
 - ア 法人税申告書（別表1～7）の写し
 - イ 法人税申告書の添付資料のうち、損益計算書、貸借対照表及び利益処分計算書
 - 7 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書
 - 8 連名により応募する者は、連名する者全ての上記1～7までの書類

⑤連帯保証人に関する書類

(1) 連帯保証人が法人の場合

- 1 連帯保証人となる旨の同意書（様式2）
- 2 国税の納税証明書
 - その2「所得金額用」（未納がないこと。）
- 3 連帯保証人に関する前記「事業者に関する資料」の2～7

(2) 連帯保証人が個人の場合

- 1 連帯保証人となる旨の同意書（様式2）
- 2 印鑑登録証明書
- 3 身分証明書
 - 破産者でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
- 4 登記されていないことの証明書
 - 成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書
 - （問い合わせ先）東京法務局後見登録課 電話：03-5213-1360
 - 横浜地方法務局戸籍課 電話：045-641-7461
- 5 国税の納税証明書
 - ア その2「所得金額用」（未納がないこと。）
 - イ その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」（未納税額のない証明用）
- 6 川崎市税の納税証明書（市民の方）
 - ア 川崎市市民税
 - 平成28年度、平成29年度の納税証明書を各1部（未納がないこと。）
 - イ 固定資産税（償却期間を含む。）
 - 平成28年度、平成29年度の納税証明書を各1部（未納がないこと。）
 - *市民でない方については、それに代わるもの
- 7 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

※ 証明書は原則いずれも原本とし、発行後3ヶ月以内のものが必要となります。

(4)使用言語及び単位

応募に関する提出書類及び契約書等の言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位はメートル法を使用します。

(5)費用の負担

この公募に関して、提案書類の作成に要する費用等は、応募者の負担とします。

(6)応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。

- ㊦ 応募資格及び賃貸条件を満たさないとき。
- ㊧ 提出書類が不足しているとき。
- ㊨ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ㊩ 応募手続において不正な行為があったとき。
- ㊪ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ㊫ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ㊬ 2通以上の提案書類を提出したとき。
- ㊭ その他本募集要項に定める条件に違反したとき。

7 貸付対象者の決定

(1)貸付対象者の決定方法

本市が設置する「浮島1期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会」において、区画ごとに、利用希望者からの提案内容及び提案賃貸料等を総合的に審査し、委員会の審議を経た後、貸付対象者を決定します。

なお、審査に先立ち、提出書類の記載事項について、応募者に確認等を実施する場合があります。

(2) 選定委員会開催日

平成31年2月15日（金）以降で本市の指定する日（平成31年2月22日（金）を予定）

(3)評価項目及び評価の視点

委員会における審査の評価項目及び評価の視点は次のとおりです。

ア 事業者について

【評価の視点】

- ・ 応募業種の経営に必要な知識、経験、資格を有しているか。
- ・ 賃貸料の支払いが確実に見込まれる資力があり、信用力や事業実績があるか。

イ 利用計画の内容について

【評価の視点】

- ・ 実現可能な利用計画であり、提案内容が暫定利用に相応しい計画であるか。
- ・ 契約期間内の継続的な事業実施が十分見込まれる計画であるか。
- ・ 利用地及び進入路等に対する防犯、安全対策など管理面に対する対応や体制が十分図られているか。

ウ 提案賃貸料について

【評価の視点】

- ・ 基準賃貸料以上であり、より高い提案賃貸料を優位とします。

(4)審査結果

審査結果については、選定委員会開催後、各申込者に対し、速やかに文書で通知します。

(5)貸付対象者等の公表

各区画の応募者数、貸付決定者名及び提案業種について、契約後に公表します。

なお、貸付決定者以外の応募者名については公表しませんが、提案業種については、公

表する場合があります。

(6)契約締結

契約書の提出期限は平成31年3月8日（金）とし、契約の締結は平成31年3月29日（金）までに行います。

(7)契約保証金の納入

契約保証金は本契約締結以降貸付地利用開始前までに、本市が発行する納付書により納入していただきます。

8 注意事項

- (1)本市は利用者に対し、貸付地の利用に関して調査又は報告を求めることができることとします。
- (2)貸付物件に投じる改良費等の有益費、修繕費等の費用は利用者の負担で行い、本市に請求することはできません。
- (3)土地利用開始後、周辺において工事が行われる場合、御協力をお願いすることがあります。
- (4)本市は、浮島1期埋立地の一部を、放射性物質が検出された焼却灰等の一時保管場所としています。詳細については、別添「案内図」をご覧ください。

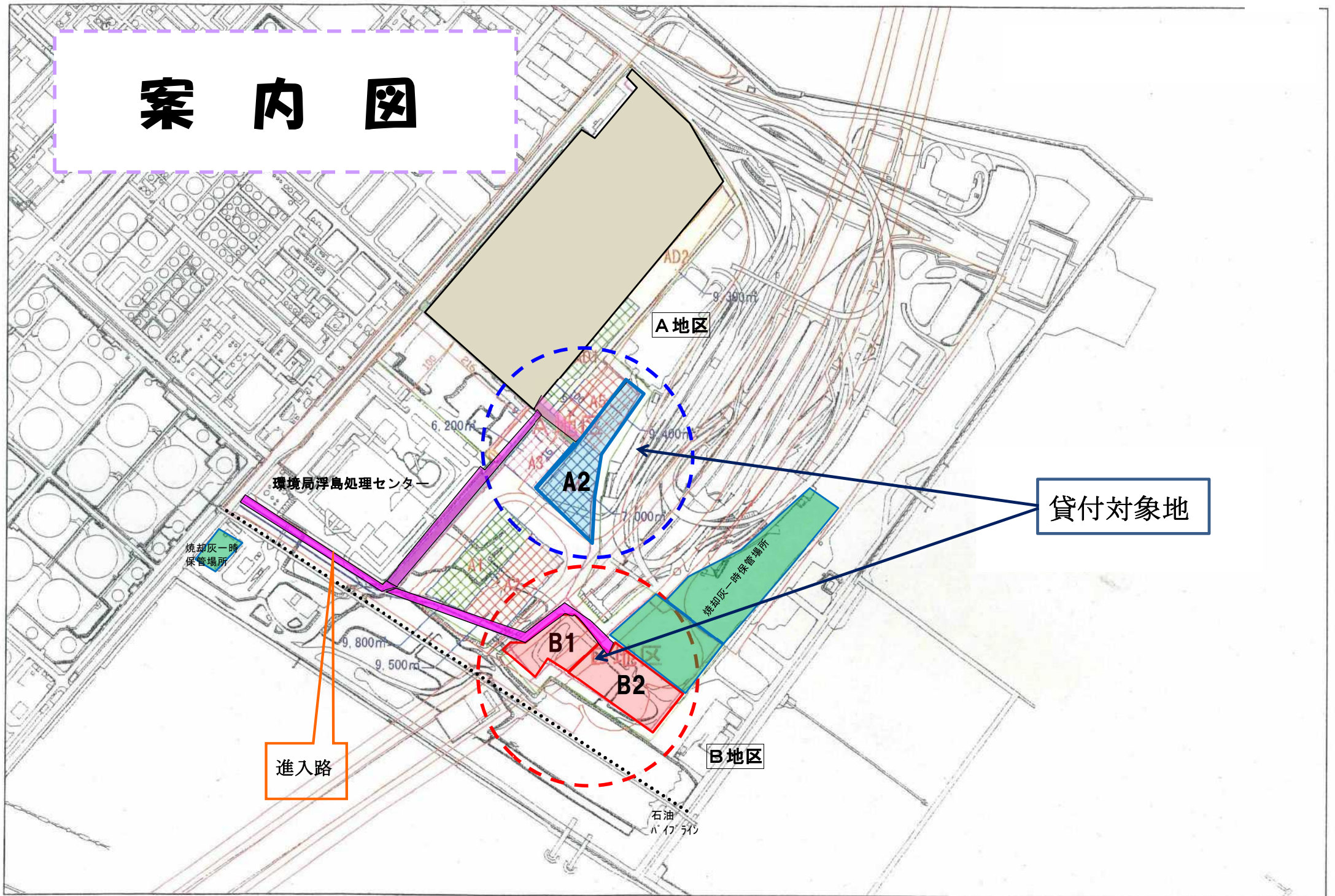
9 その他

本要領に定めるもののほか、関係法令等の定めるところによります。

10 担当課一覧

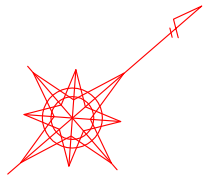
項目	窓口又は主管部局
募集要領の内容や解釈に関すること	臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 市役所第3庁舎10階 (電話：044-200-0526)
申込書類提出先、募集地の管理及び賃貸借契約に関すること（進入路、フェンス等の設置、給水工事に関する事など）	港湾局港湾経営部経営企画課 川崎駅前タワー・リパーク20階 (電話：044-200-3073)
開発行為及び建築物に関すること	まちづくり局指導部宅地審査課 明治安田生命ビル7階 (電話：044-200-2728) まちづくり局指導部建築指導課 明治安田生命ビル7階 (電話：044-200-3007) まちづくり局指導部建築審査課 明治安田生命ビル7階 (電話：044-200-3016)
環境影響評価に関すること	環境局環境評価室 市役所第3庁舎15階 (電話：044-200-2155)
都市計画事業に関すること	まちづくり局計画部都市計画課 明治安田生命ビル5階 (電話：044-200-2033)

案内図



測量図

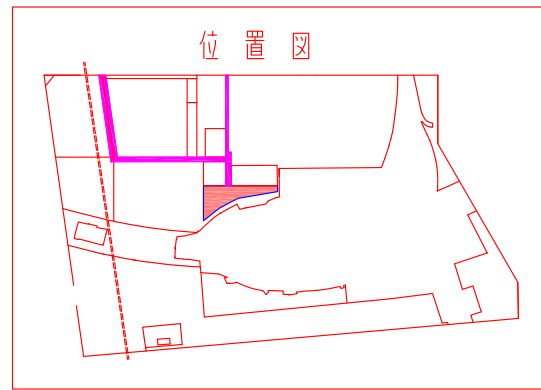
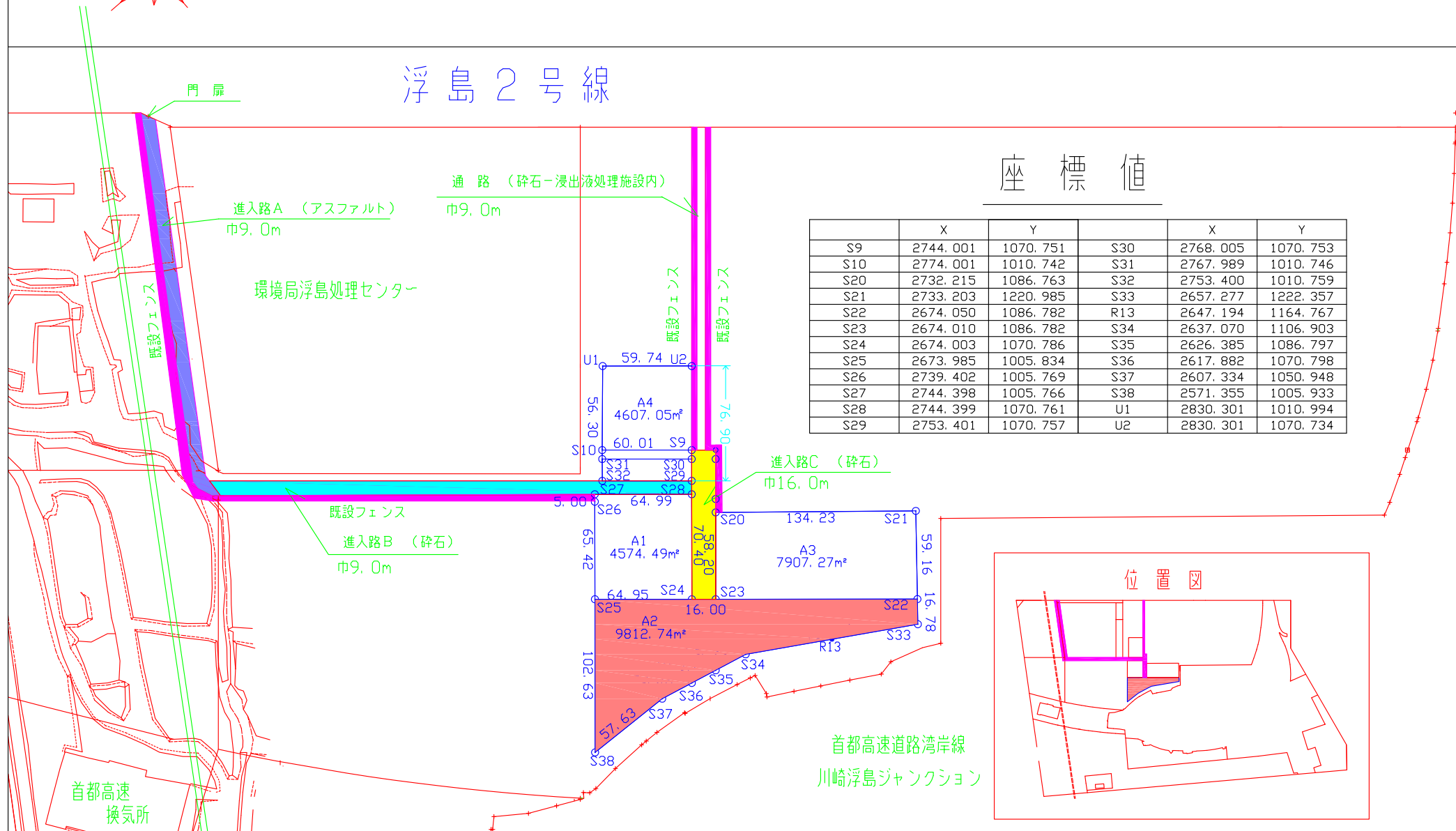
縮尺 1:2500



浮島2号線

座標値

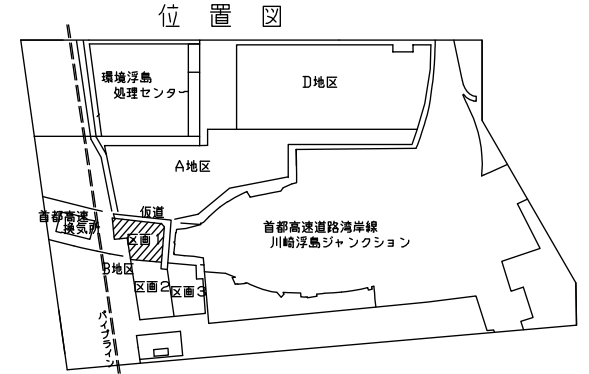
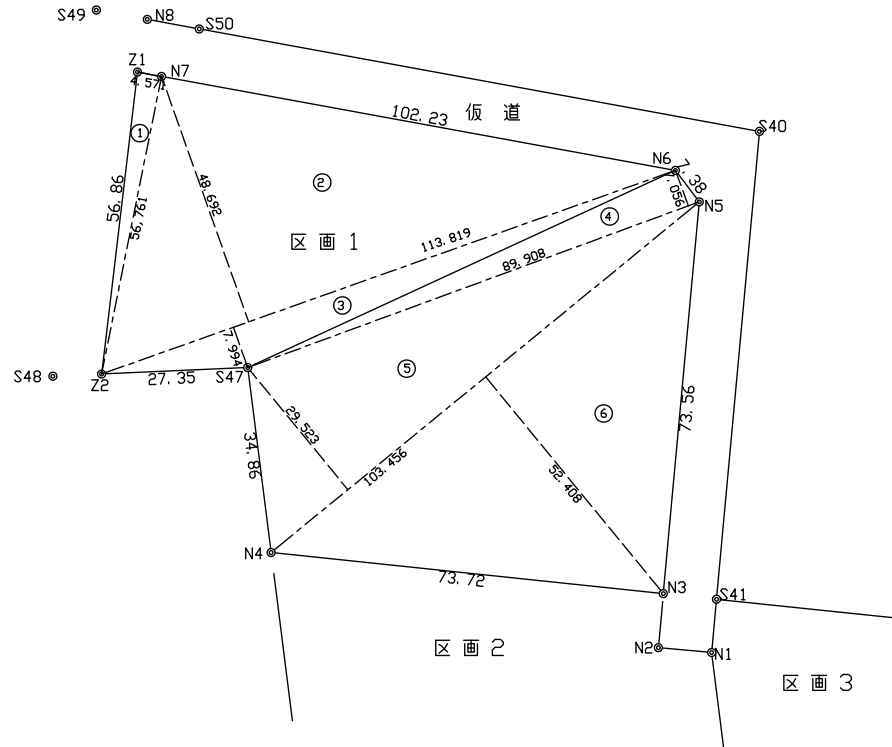
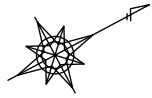
	X	Y		X	Y
S9	2744.001	1070.751	S30	2768.005	1070.753
S10	2774.001	1010.742	S31	2767.989	1010.746
S20	2732.215	1086.763	S32	2753.400	1010.759
S21	2733.203	1220.985	S33	2657.277	1222.357
S22	2674.050	1086.782	R13	2647.194	1164.767
S23	2674.010	1086.782	S34	2637.070	1106.903
S24	2674.003	1070.786	S35	2626.385	1086.797
S25	2673.985	1005.834	S36	2617.882	1070.798
S26	2739.402	1005.769	S37	2607.334	1050.948
S27	2744.398	1005.766	S38	2571.355	1005.933
S28	2744.399	1070.761	U1	2830.301	1010.994
S29	2753.401	1070.757	U2	2830.301	1070.734



首都高速道路湾岸線
川崎浮島ジャンクション

首都高速
換気所

環境局浮島処理センター



凡例

- ◎ 市コンクリート標<中心>
- 市コンクリート標<側面>

三斜面積計算表

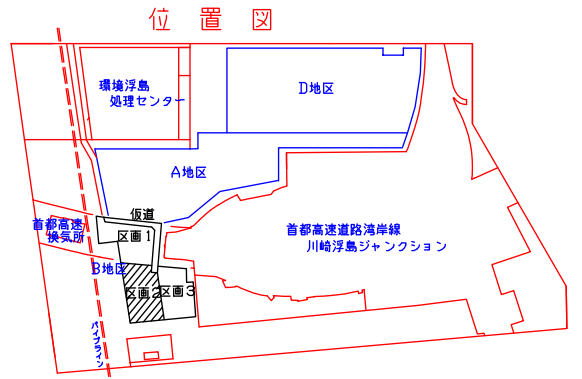
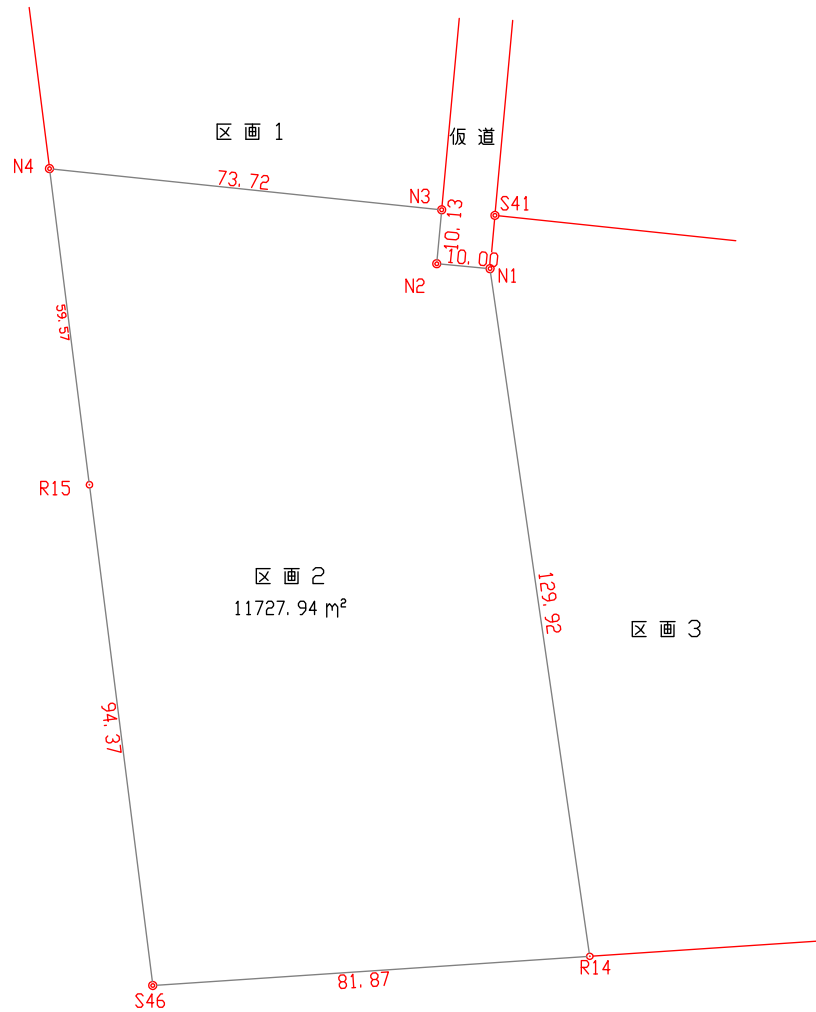
地番	区画1		
符号	底辺	高さ	積
1	56.761	4.571	259.454531
2	113.819	48.692	5542.074748
3	113.819	7.994	909.869086
4	89.908	7.056	634.390848
5	103.456	29.523	3054.331488
6	103.456	52.408	5421.922048
		合計	15822.042749
		1/2	7911.021375
		地積	7911.02 m ²

座標一覧表<浮島座標>

測点	X	Y
N3	2452.972	902.706
N4	2460.661	829.391
N5	2526.221	909.423
N6	2532.100	904.962
N7	2549.674	808.901
N8	2560.333	806.239
S47	2495.244	825.020
S48	2493.625	788.587
S49	2562.081	796.717
Z1	2550.497	804.405
Z2	2494.030	797.698

委託名	浮島暫定利用測量委託		
図面名	区画1 三斜面積平面図		
縮尺	図面番号	製図、測量	年度
1/1000		平成29年8月	
製図	担任	係長	課長
			川崎市港湾局

B地区区画2測量図
 S=1: 1, 000



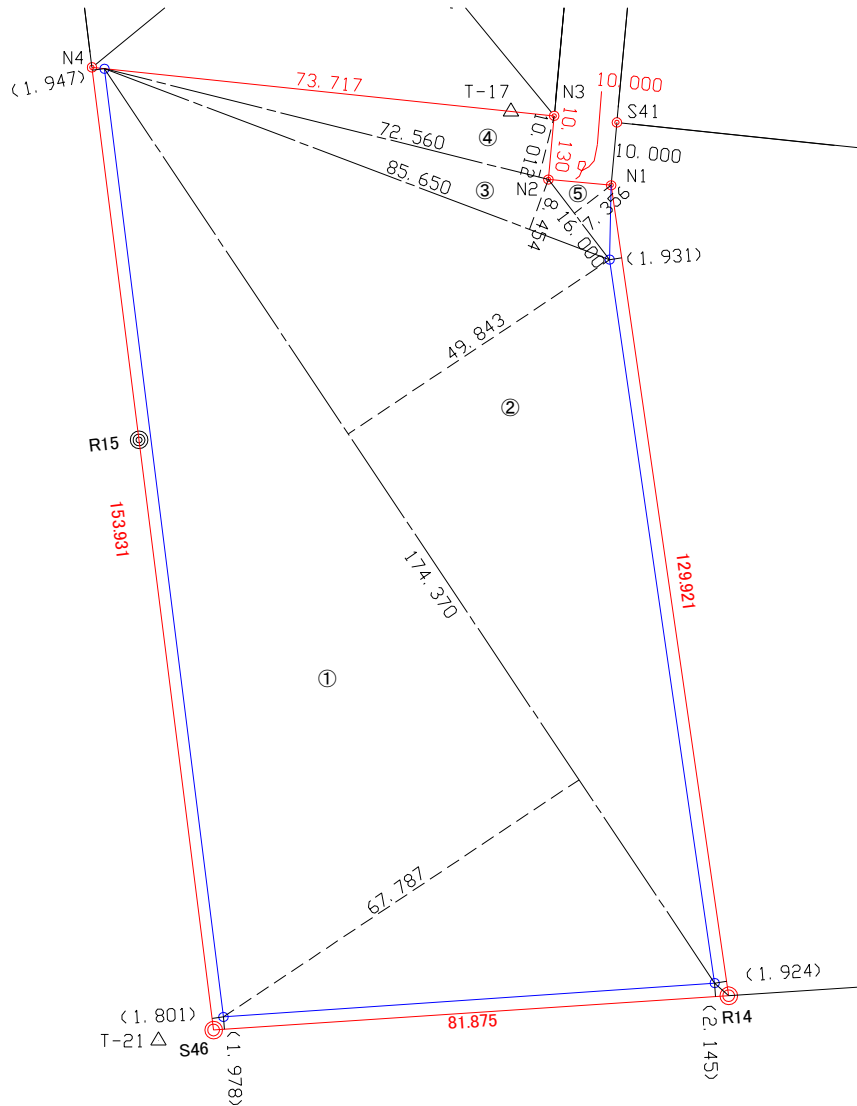
凡例

- ◎ 市コンクリート標(中心)
- 市コンクリート標(側面)

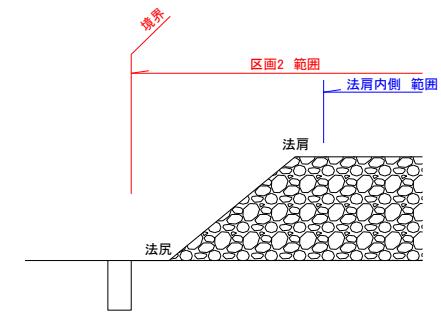
座標一覧表(浮島座標)

測点	X	Y
N1	2441.969	911.739
N2	2442.882	901.781
N3	2452.972	902.706
N4	2460.661	829.391
R14	2313.398	930.386
R15	2401.565	836.861
S46	2307.944	848.693

浮島1期地区 暫定利用 B地区 区画2



法肩内側範囲イメージ



区画2(法肩内側・青色範囲)				
	底辺	高さ	積	
①	174.370	67.787	11,820.0192	倍面積
②	174.370	49.843	8,691.1239	倍面積
③	85.650	8.454	724.0851	倍面積
④	72.560	10.012	726.4707	倍面積
⑤	16.000	7.356	117.6960	倍面積
合計			22,079.3949	倍面積
1/2			11,039.6975	
地積			11,039.70m2	

区画2全体 法肩内側・青色範囲
 $11,727.94\text{m}^2 - 11,039.70\text{m}^2 = 688.24\text{m}^2$